

都監委告示第2号

平成29年8月1日

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容について公表する。

都 城 市 監 査 委 員  
都 城 市 監 査 委 員  
都 城 市 監 査 委 員

新井 克美  
上之園 誠  
徳留 八郎



指摘事項	措置状況等
平成28年度定期監査報告書別表第1から第7までの事例	措置済みである。

監査意見	措置状況等
<p>指定管理者は、施設の設置目的に従った指定管理業務を実施することが第一であり、自主事業は施設の利用促進等のために二次的に実施することが認められているものである。施設の設置者である市長は、指定管理者が自主事業を実施する場合は、自主事業の実施によって本来業務に支障がないか、また、自主事業が施設の設置目的に沿っているか等を事前に把握する必要があるため、指定管理者に対して、自主事業の実施について市長の承認手続を求めているのである。したがって、指定管理者に対して、自主事業の実施に当たっては、事前に、協定書等に定められた市長の承認手続を執るよう指導する必要がある。</p> <p>「指定管理者制度導入マニュアル」及び「指定管理者制度導入施設に対するモニタリング等実施マニュアル」等において、指定管理業務と自主事業に関する区分が明確でないため、指定管理施設の所管課は、自主事業に該当するか否かの判断に疑義が生じている。したがって、主管課は、指定管理者等が行う自主事業について、施設の種類ごとのマニュアルを作成するなどして、具体的な判断基準を示す必要がある。</p> <p>(平成28年度定期監査報告書別表第3事例2の①、6の②、7の②及び8の①) (同報告書4頁)</p>	<p>今後、自主事業に該当するか否かの判断に疑義が生じないように、まずは、市が求める指定管理業務を明確にするよう、各所管課への指導を強化する。</p> <p>(回答課 総合政策課)</p>
<p>窓口業務で現金を収納する際に必要なつり銭については、現在、会計課及び各総合支所市民生活課の一般会計の歳出予算において、「手数料」として会計課長及び各総合支所市民生活課長に対して資金前渡により支出し(財務規則第68条本文)、そして、資金前渡を受けた会計課長は本庁管内の担当課長等に対して、また、各総合支所市民生活課長は同支所内の担当課長に対して、この前渡金を、必要に応じて借入書を徴した上で貸し出すという取扱いをしている。</p> <p>資金前渡の制度は、支出の特例として、「当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」とされている(自治令第161条第1項柱書)ものである。そうすると、窓口用つり銭は、現金での支払をさせるための資金ではないことから、その取扱いを資金前渡の方法によることは相当でない。したがって、窓口用つり銭の取扱いについては、可及的速やかに、規則をもって明らかにすべきである。</p> <p>(同報告書別表第5事例14) (同報告書6頁)</p>	<p>県内他市に対し、平成29年5月29日付けで運用状況についての照会を行い、現在回答を集約しているところである。今後は、他市の状況を参考に、平成30年度からの取扱いの見直しについて検討し、規則の改正等を行いたいと考えている。</p> <p>(回答課 会計課)</p>
<p>教育集会所の使用料について、申請書と許可書の様式が異なり、申請に基づく許可の内容が、許可書上、不明確な事例、申請書において使用料の積算が不明確な事例があった。これらは、申請書上、使用料算定に必要な事項が不明確であることが一因である。したがって、様式の改正を含めた対応策を早急に検討されたい。</p> <p>(同報告書別表第7事例7) (同報告書7頁)</p>	<p>利用許可及び使用料の算定を適切に行うため、教育集会所利用許可申請書及び教育集会所利用許可書の様式改正を、今年度中に実施する予定である。</p> <p>(回答課 生涯学習課)</p>

<p>リース期間満了に伴い無償譲渡を受けたパソコン等について、管理取扱手続が明らかでなかった。これらパソコン等については、その所有権を市が取得した以上、台帳に備品として登録し、管理すべきである。</p> <p>リース物品については財務規則に明確な管理規定がないため、物品として台帳管理されていないのが実状である。自治法第239条第1項は、普通地方公共団体が使用のために保管する動産も物品とする旨を規定している。したがって、パソコン等のリース物品の取扱いについても、購入した備品と同様に、財産として管理保管すべきものとして、可及的速やかに、財務規則に規定すべきである。</p> <p>(同報告書別表第7事例10) (同報告書7から8頁)</p>	<p>リース物品については、平成30年4月1日からリース物品管理簿を作成し、管理する予定としている。</p> <p>(回答課 管財課)</p>
<p>受託業者が、受託業務を実施する際に公用車を恒常的に使用することは、市の財産を私人に無償使用させているという問題のほか、事故があった場合の責任問題がある。また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」(昭和61年労働省告示第37号)には、労働者派遣事業ではなく、請負(委託)事業として区分される要件として、自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材等により業務を処理する旨が規定されている。受託業者が公用車で受託業務を実施することの是非について、早急に検討されたい。</p> <p>(同報告書別表第7事例11) (同報告書8頁)</p>	<p>監査委員が示された労働省告示の該当規定部分の要件については、機械、設備等の所有関係、購入経路等のいかんを問うものではなく、機械等を相手方から借り入れ又は購入する場合には、個別の双務契約により正当なものであることが必要であるとされている(厚生労働省・都道府県労働局『労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド』6頁)。</p> <p>したがって、本市が発注する委託事業の受託業者等が本市の公用車を用いて受託業務を実施する場合は、当該車両について賃貸借契約(都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成18年条例第64号)第7条の規定による場合は、使用賃貸借契約)を締結する限りにおいては実施することができるものと考え。</p> <p>しかし、公用車の貸し出しについては、公用車の導入目的、台数に制限があること、委託事業とする場合に公用車の貸出しを想定しているものではないことなどから、原則として認めるものではない。</p> <p>ただし、国から積極的に契約するよう求められている地方自治法施行令第167条の2第1項第3号で規定される者が、公用車の準備ができないため契約できない場合等真に公用車の貸出しが必要と判断されるときには、公用車の残存状況等を考慮して、個別具体的に判断していきたい。</p> <p>(回答課 管財課・契約課)</p>
<p>電(話)柱の設置については、公益性が高いこと、継続性があること、相手方が限定されていること、所管ごとに判断基準を異にすることはないこと、数が多いこと、コンピュータ処理で一括管理をすることができること等から、その土地を管理する所管課ごとに許可等を行うのではなく、許可等窓口の一本化を検討すべきではないか。</p> <p>(同報告書別表第6事例6) (同報告書9頁)</p>	<p>電(話)柱を設置する敷地の将来的な運用方針や現地状況等を考慮した上で許可(判断)することが必要であるため、従来どおり各所管課で使用許可等の事務処理をすべきものと考え。</p> <p>(回答課 管財課)</p>
<p>電(話)柱等の使用料等については、現在、使用料条例、都城市道路占用料条例(平成18年条例第216号)、都城市都市公園条例(平成22年条例第42号)、都市公園以外の公園に関する条例等に基づいてそれぞれ徴収しているが、利用者の利便の向上、事務の効率化等を図る観点から、統一的使用料等の取扱いを検討すべきではないか。</p> <p>(同報告書別表第6事例1から5及び7から10) (同報告書9頁)</p>	<p>電(話)柱の使用料等の統一化については、国土交通省が定める、道路法施行令第19条に基づく占用料と、電力会社等が主導的に定める民間宅地の電柱敷地料(1本当たり1500円)の2種類の算定方法により全国的に運用されている。本市の取扱いもこれに準拠した算定方法である。このため、使用料の統一は考えていない。</p> <p>(回答課 管財課)</p>